

会津大学短期大学部に対する短期大学認証評価結果

I 判 定

2024 年度短期大学認証評価の結果、会津大学短期大学部は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

II 総 評

会津大学短期大学部は、併設大学を含む公立大学法人会津大学全体の目的として、「特色ある教育研究の実践と創造性豊かな人材の育成を図り、福島県の産業・文化への貢献はもとより、学問や科学技術の限りない進歩に貢献するとともに、新たな文明・文化を創造し、人類の平和と繁栄に寄与する」ことを定めている。この目標を踏まえ、短期大学部の目的を、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与することを目的とする」と定めている。

設置団体である福島県から法人として達成すべき業務運営に関する目標として、2018 年度から 2023 年度の 6 年間を期間とする第 3 期中期目標が示され、この中期目標を達成するために「公立大学法人会津大学中期計画」を策定し、大学運営を行っている。

内部質保証については、「会津大学短期大学部内部質保証の方針」に基づき短期大学内に設置した、中期計画等の企画立案を担う「短大企画運営委員会」（以下「企画運営委員会」という。）及び大学運営に係る各種取り組みについて点検・評価・検証を行う「短大評価委員会」（以下「評価委員会」という。）を、内部質保証を推進する組織として位置づけている。両委員会における審議結果は「短大部科長会議」（以下「部科長会議」という。）、教授会、短大教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）及び大学法人の内部質保証組織の議を経て福島県公立大学法人評価委員会（以下「県法人評価委員会」という。）に報告している。

教育については、各学科で学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、取得できる学位と、修得すべき知識・技能・態度等を明示している。また、これらの学位授与方針を踏まえて、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、これに基づいて「教養基礎科目」「専門教育科目」「自由科目」の 3 区分により教育課程を体系的に編成している。専門教育科目については、4 つの

Semesterに科目を配置することで、初年次教育や学習の順次性・体系性を考慮し、教育目標にある実践力や問題解決能力の涵養に努めている。また、「復興支援特別演習」「地域プロジェクト演習」等の地域に関わる科目を通じて社会的・職業的自立に必要な能力を修得する機会を提供している。

当該短期大学部の特徴的な取り組みとして、地域社会連携事業が挙げられる。例えば、東日本大震災における会津若松市の被災者受け入れが解消したことにあわせ、支援方法を変更するなど、時間の経過とともに変化する地域社会のニーズに適切に対応している。このように、地域貢献活動を進展させつつ継続し、地域社会の発展・向上に寄与していることは、高く評価できる。

一方で、改善すべき課題もいくつか見受けられる。産業情報学科及び幼児教育・福祉学科では、教育課程の編成・実施方針に教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。また、1年間に履修登録できる単位数の上限を定めておらず、多くの学生が1年間に多数の単位を履修していることは、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。さらに、GPAや授業評価アンケート等により学習成果を把握・評価しているが、これらの測定方法と学位授与方針に示した学習成果との関係が不明瞭であるため、改善が求められる。

今後は、内部質保証システムの適切性を検討し、教育の質の向上及び改善すべき課題の解決に取り組むことで、全学的なPDCAサイクルを機能させつつ、短期大学独自の特色ある取り組みをより一層伸長させ、更なる発展を遂げることを期待する。

III 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科・専攻科の目的を適切に設定しているか。

公立大学法人会津大学全体の目的として、「公立大学法人会津大学定款」（以下「定款」という。）に「特色ある教育研究の実践と創造性豊かな人材の育成を図り、福島県の産業・文化への貢献はもとより、学問や科学技術の限りない進歩に貢献するとともに、新たな文明・文化を創造し、人類の平和と繁栄に寄与する」ことを定めている。

上記の目的に基づき、短期大学部の目的として、「会津大学短期大学部学則」（以下「学則」という。）に「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成し、もって地域社会の生活、文化及び産業の向上発展に寄与することを目的とする」と定めている。

これを踏まえ、短期大学部の教育研究上の目的を「会津大学短期大学部におけ

る教育研究上の目的に関する規程」に「本学には、産業情報学科（経営情報コース、デザイン情報コース）、食物栄養学科及び幼児教育・福祉学科を設置し、産業、経営、デザイン、情報、環境、健康、栄養、食品、教育、保育及び福祉などの専門性を有した上で、幅広い教養と高い倫理観に根差した判断力や総合力を有する人材の育成を目指す。また、豊かな人格と自発的な学習意欲を持続させながら行動力と実践力のある人材の育成を目指すとともに、時代の変化や今日的課題に対応できる問題解決能力や創造的展開能力を保有する応用能力のある人材の育成を目指す。くわえて、地域社会が抱える問題を解決するために、本学の知識や技術の成果を地域社会に還元することを目的とする」と定めるとともに、各学科の教育研究上の目的を定めている。

以上のことから、法人として掲げる目的に基づき、短期大学部及び各学科の教育研究上の目的を適切に設定しているといえる。

② 短期大学の理念・目的及び学科・専攻科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

短期大学部の目的、短期大学部の教育研究上の目的及び各学科の教育研究上の目的は、学則及び「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」に定めている。

学則及び同規程をホームページに掲載するとともに、「キャンパスガイド」や「学生便覧」に目的を掲載することで、社会に対する公表と学生への周知を図っている。さらに、入学生及び在学生には、入学時や学期の初めのガイダンス時に「学生便覧」を用い、学部長及び学生部長から教育目標、教育研究上の目的、大学の概要を説明することで周知している。ホームページの大学概要及び「公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画」において明示することで、学外者にもわかりやすい説明となるよう、工夫を講じている。

以上のことから、短期大学の理念・目的を適切に定め、社会に公表しているといえる。

③ 短期大学の理念・目的、各学科・専攻科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

地方独立行政法人法に基づき、2018年度から2023年度の6年間の「公立大学法人会津大学中期目標」を定め、「コンピュータ理工学、産業情報学、食物栄養学、幼児教育学の分野における人材の育成や研究等を通じて、学問や科学技術の進歩に寄与するとともに、産業・文化の振興に貢献することを使命とする。これに加え、東日本大震災からの復興、地方創生に貢献するため、法人を挙げて次に掲げる基本目標の達成を目指すものとする」ことを基本的な考え方として明示し、

基本目標と重点目標を定めている。

この中期目標を達成するため、「公立大学法人会津大学中期計画」を定め、「大学の教育研究等の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」「地域貢献・東日本大震災等の復興支援に関する目標」「管理運営の改善及び効率化に関する目標」「その他の記載事項」からなる重点項目を定めている。具体的には、「東日本大震災からの復興に貢献するとともに、それを担う人材の育成・県内定着に努める」ことなどを定めている。

中期目標の重点項目である「自己点検・評価及び情報の提供に関する目標」に、「評価の充実に関する目標」として「法人の運営、大学の活動全般に対して、毎年、自己点検・評価と第三者機関による評価を実施し、その結果に基づいて改善を図る」ことを定め、中期計画の「自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置」内に「評価の充実に関する目標を達成するための措置」として「毎年度の実績報告書を県に提出し、公立大学法人評価委員会による評価を受け、その結果に基づき改善していく」ことを掲げている。

中期計画の策定にあたっては、「企画運営委員会」において集約し、教育研究審議会で決定のうえ、県法人評価委員会に諮ることとしている。

以上のことから、中期計画の実現に向け、年度計画に掲げる項目を毎年自己点検・評価のうえ、「事業に係る業務の実績に関する報告書」として取りまとめ、県法人評価委員会の評価を受ける仕組みを講じているといえる。また、中期計画について、計画期間の3年目に見直しを行うなど、時代の変化にも即応していることから、中期計画を適切に定め、実行しているといえる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

学則に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定め、これに基づき2024年3月に「会津大学短期大学部内部質保証の方針」を定めている。

同方針では、「内部質保証に関わる基本的考え方」として、「福島県が定める中期目標に対する中期計画を基本方針として、内部質保証の取組を推進する」ことを明示している。また、「内部質保証に係る組織」においては、法人全体の自己点検・評価の中心となる組織として「法人評価室」、短期大学部の中期計画等の企画立案を行う組織として「企画運営委員会」、中期計画等をもとに点検・評価・検証を行う組織として「評価委員会」を設置することを示している、さらに、「内部質保証のための手続き」として、内部質保証に係る組織を中心に各学科、

各委員会の連携のもと、PDCAサイクルを確立して内部質保証に取り組むことや、そのフローを記載している。

上記の方針はホームページにおいて公表し、教職員に対しては教授会等を通じて周知を行っている。また、同方針は2024年3月に定められたが、同様の体制及び手続による自己点検・評価活動は法人化した2006年度から実施している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を定め、明示しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う組織として、短期大学部の中期計画・年度計画・予算案を策定する「企画運営委員会」、同委員会で立案した中期計画等に基づいた全学的な点検・評価を行う「評価委員会」を置き、これら委員会を中心とした内部質保証体制をとっている。

「企画運営委員会」は、学長及び短期大学部長、各学科長、附属図書館長、学生部長、地域活性化センター長、コンピュータセンター長、教養基礎会議議長、入学試験委員長、進路指導委員長、広報委員長、各学科から選出された教員、事務局代表者で構成し、委員長は学長とすることを「会津大学短期大学部企画運営委員会規程」において定めている。また、同規程において、審議事項として「教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項」「中期目標に関する事項」「中期計画及び年次計画に関する事項」等を所掌することを定めている。

「評価委員会」については「企画運営委員会」と同じ構成員で組織し、委員長を委員の互選によって決定している。審議事項は、「自己評価及び外部評価の実施及びこれに関する事項」「福島県公立大学法人評価委員会が行う大学評価に関する事項」「第三者評価機関が行う大学評価に関する事項」等とすることを「会津大学短期大学部評価委員会規程」において定めている。

上述の委員会に加え、地方独立行政法人法に基づき、教育研究審議会を設置しており、同審議会は内部質保証において計画の策定や点検・評価結果の審議を担っている。同審議会の構成員は、上述の2委員会の構成員に学外有識者を加えたのみであるが、方針及び手続に従い、各組織の権限及び役割の分担は適切になされている。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているといえる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定するにあたっての全学としての基本的な方針は策定して

いないが、これらについて全学的に検討する際は、短期大学部の目的、教育研究上の目的、教育目標に基づき行っている。学生の受け入れ方針については、各学科で検討し「入学試験委員会」で集約した後、教授会の審議を経て教育研究審議会で決定している。学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、各学科での検討及び「教務厚生委員会」での集約を行い、教授会の審議を経て教育研究審議会で決定している。また、「第3期中期計画 第1-1 教育に関する目標を達成するための措置」として、3つの方針の見直しを「企画運営委員会」にて行うことを定め、短期大学部として、年度ごとに各方針が時代の変化等に適応しているか検証することとしている。

自己点検・評価については、毎年度取り組んでいる。具体的には、まず「企画運営委員会」が中期計画に基づく年度計画を策定し、この年度計画に基づき各学科及び各委員会は教育研究活動に取り組み、年度終了後に「評価委員会」に業務実績の報告を行っている。「評価委員会」は、各学科及び各委員会が提出した業務実績を点検・評価し、「年度に係る業務の実績に関する報告書」としてとりまとめている。当該報告書の内容を踏まえ、各学科及び各委員会は改善に取り組むとともに、次年度における対応案を策定して「企画運営委員会」に報告しており、同委員会はこの対応案を反映して、次年度の計画を策定している。なお、各学科及び各委員会における業務実績については、各年度の当該報告書を取りまとめて「評価委員会」で評価し、その結果を教授会、教育研究審議会にて審議、確定している。

また、中期計画を基軸とした自己点検・評価として、「評価委員会」が各学科及び各専門委員会から提出される各年度の業務実績を点検・評価し、その結果を累積して「中期期間に係る業務の実績に関する報告書」を作成している。

「企画運営委員会」での中期計画・年度計画の策定及び「評価委員会」での点検・評価結果のとりまとめにあたっては、「部科長会議」、教授会、教育研究審議会において都度審議を行っている。このプロセスにおいて、内部質保証推進組織である「企画運営委員会」と「評価委員会」の判断を忽略せず内部質保証システムを機能させていくことが望まれる。

点検・評価のプロセスのうち、各学科及び各委員会との連携が必要な部分については、構成員が各会議に参画していることを利用して情報共有を行っている。

短期大学部で作成した「年度に係る業務の実績に関する報告書」及び「中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」については、併設する会津大学の実績を合わせて「法人評価室」において点検・評価し、「法人経営審議会」及び「法人役員会」での審議を経て、中期計画、年度計画、「年度に係る業務の実績報告書」「中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書」として福島県に報告し、県法人評価委員会の外部評価を受けている。この大学法人に設置された組織での

審議及び県法人評価委員会での評価を経て、次期中期計画又は次年度の年度計画を「企画運営委員会」で策定している。県法人評価委員会が出た意見は、年度当初の教授会等で周知し、各学科や各委員会において、教育研究活動等に反映して取り組んでいる。

2017 年度に実施した本協会の短期大学認証評価における指摘に対しては、各担当委員会等を中心に改善にあたり、改善報告書を提出している。

この内部質保証体制における点検・評価に基づく改善・向上の取り組みとして、シラバスの見直し等を行っている。シラバスの改善については、第3期中期計画の中間見直しにおいて中期計画に基づいて取り組むこととし、年度計画に含めて内部質保証システムのもと進捗を管理しながら、「教務厚生委員会」を中心に検討を行い、2023 年度から到達目標に基づく成績評価等を反映した様式への改定を実施している。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質保証システムは概ね適切に機能しているといえる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

『自己点検・評価報告書』等の自己点検・評価結果や、決算の概要・財務諸表・決算報告書・監査報告書・事業報告書といった財務情報等、学校教育法施行規則に定める教育研究活動等の状況に関する情報について、ホームページで公表している。教職課程における 2022 年度及び 2023 年度の自己点検・評価結果についても、ホームページにて 2024 年 9 月に公表している。

教員の教育研究活動や、教員の学術研究成果を収集して保存し、インターネットを通じて誰でもアクセスできる学術コンテンツデータベース「会津大学短期大学部学術機関リポジトリ A i R e」を立ち上げ、学外に発信している。また、その他の諸活動の公表内容についても、新たな実績や情報があった場合、情報責任者及び情報管理者が承認したうえで、公開管理者が可能な限り速やかに公表を行う手順を踏むことで、複数の教職員による確認を通じた正確性と信頼性の確保を図っている。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

点検・評価を定期的に行うなかで、中期目標に対する中期計画・年度計画と法人評価の仕組みを活用し、内部質保証システムの適切性についても点検・評価す

ることとなっている。具体的には、「企画運営委員会」で立案する中期計画・年度計画に対して、「評価委員会」が実績評価を行っている。

現在、学生アンケートを踏まえた教育課程の検証等、一部「評価委員会」での審議サイクルとは異なるプロセスで行っている事項があるため、内部質保証システムの運用の見直しに向けた検討を「部科長会議」にて進めている。具体的には、内部質保証に責任を負う組織の新設も含め、内部質保証の推進体制の強化を検討している。

以上のことから、内部質保証システムの適切性に関する点検・評価及び改善・向上の取り組みについては、適切に実施しているといえる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的に照らして、学科・専攻科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

短期大学部の目的に基づき、産業情報学科、食物栄養学科、幼児教育・福祉学科の3学科を設置している。学科以外の組織としては、「短期大学部附属図書館」、教養基礎科目に関する審議を行う「教養基礎会議」、産官民との連携を行う「地域活性化センター」、コンピュータシステムの整備及びICT活用等を担う「コンピュータセンター」等を設置している。

以上のことから、短期大学の理念・目的に照らし、教育研究上の目的に対応して、適切に学科及びその他の組織を設置しているといえる。

- ② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性については、「2 内部質保証」にて既述したように、短期大学部における各学科・専門委員会等の実績を「評価委員会」がとりまとめて評価し、その結果を受けて「企画運営委員会」が次期計画を立案するプロセスのなかで点検・評価を行っている。このなかで改組等の検討が必要となった場合、教育研究審議会にて更なる審議を行い対応している。

教育研究組織を改善した例として、2023年度より幼児教育学科（当時）の名称を幼児教育・福祉学科（現行）に改めるとともに、選抜種別ごとの募集定員を変更したことが挙げられる。これについては、「評価委員会」でとりまとめた2020年度の業務実績報告書による点検・評価の結果を受け、「企画運営委員会」が立案した計画のもと、関連する組織において検討を進め、その後2022年3月に開催した教育研究審議会において承認した。

以上のことから、教育研究組織の適切性の点検・評価及びその結果に基づく改

善・向上について、適切に行っているといえる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

教育研究上の目的・教育目標に基づき、全学及び各学科で学位授与方針を定めている。

全学における学位授与方針は、学位（短期大学士）の授与の要件として、所定の期間在学すること、教育目標及び各学科で定める教育研究上の目的に基づいて設定した授業科目を履修し、所定単位数を修めること、各学科で定める知識・能力を修めることを明示している。そのうえで、各学科の学位授与方針では、学生が修得することを求められる知識・技能・態度等について、それぞれの学科の特徴を踏まえて具体的に明示している。例えば、産業情報学科では、「産業や地域振興に関わる基礎から応用、そして実践にわたる学術分野を教授することにより、それぞれの見識・技能と実践力を有し、豊かな人間性と実行力を通して社会の発展に貢献できる人材の育成を図る」としたうえで、具体的な知識・技能・態度として「幅広い教養と、経営情報コース・デザイン情報コースいずれかの専門的知識を修得している」など5項目を掲げている。

なお、学位授与方針の内容は各学科で定期的に見直しており、2022年度に食物栄養学科、2023年度に産業情報学科と幼児教育・福祉学科がそれぞれ内容の改定を行っている。

学位授与方針については、「学生便覧」『CAMPUS GUIDE』、ホームページに掲載することで周知・公表しているほか、入学時の新入生ガイダンス、入学後の前期及び後期の学科別ガイダンス、高等学校訪問、オープンキャンパスにおいて資料の配付・説明を行っている。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、適切に公表していると判断できる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育目標及び学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を全学及び各学科で定めている。

全学における教育課程の編成・実施方針では、教育目標及び各学科の定める教育研究上の目的を達成するため、教育課程を「教養基礎科目」「専門教育科目」「自由科目」に分けて編成することを定めている。これらの科目分類は、教育目標と対応しており、「幅広い教養と高い倫理観に根差した、判断力や総合力を有する人材を育成する」という教育目標については「教養基礎科目」、「専門性を

有し、行動力、実践力のある人材を育成する」という教育目標には「専門教育科目」が対応している。「自由科目」は自主的学習を目的とした分類であり、他学科科目も履修することが可能となっている。

各学科の教育課程の編成・実施方針については、全学における方針を受けるかたちで、それぞれの学科の特徴に即した方針を定めている。例えば、食物栄養学科では「教育研究上の目的を達成し、学位授与方針に掲げた能力の育成のため、教養基礎科目、専門教育科目（専門基礎科目、専門基幹科目、専門発展科目、卒業研究）、自由科目をもって編成する」としたうえで、特に「専門教育科目」については具体的な科目構成や授業の実施方法を示している。一方で、産業情報学科及び幼児教育・福祉学科では、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。

教育課程の編成・実施方針は、「学生便覧」『CAMPUS GUIDE』、ホームページに掲載することで周知・公表しているほか、入学時の新入生ガイダンス、入学後の前期及び後期の学科別ガイダンス、高等学校訪問、オープンキャンパスにおいて資料の配付・説明を行っている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針を授与する学位ごとに定め、公表を行っているものの、教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していない学科があるため、改善が求められる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき「教養基礎科目」「専門教育科目」「自由科目」の3区分により構成している。

「教養基礎科目」は、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために設けており、全学科において一定数の単位取得を必須としている。「人間と文化」「人間と社会」「自然科学と技術」「総合科目」「国際コミュニケーション」及び「健康の科学」の6つに区分のうえ、科目を配置している。さらに、各学科の専門領域との関連性も考慮して、必修とする科目をそれぞれ定めている。

「専門教育科目」は、初年次教育や高・大の接続を含めた学習の順次性・体系性を考慮して、1年次前・後期、2年次前・後期の4つのセメスターに各授業科目を配置している。例えば、「情報活用概論」「栄養情報処理（基礎）」「コンピュータと情報Ⅰ」等のICTに関する科目は1年次前期に配置し、ICTを活用した学習が円滑に導入できるよう編成している。また、「経営情報概論」「デザイン情報概論」「食生活論」「社会福祉概論」「教育学概論」などの概論科目を1年次前期に配置することにより、各学科の専門の概要を早い段階で把握でき

るようにしている。食物栄養学科では、高等学校での化学の学習が十分でない学生への対応のため、1年次前期に基礎科目として「基礎化学」と「基礎実験」を配置する工夫もしている。また、4つのセメスターの順次性が明確な科目としては、産業情報学科の専門教育科目「データ分析基礎」「統計学」「統計解析」「データ分析応用」が一例として挙げられる。さらに、教育目標にある「実践力」「問題解決能力と創造的展開能力」を修得するために実習・演習科目を配置し、実験やフィールドワークなどを通じて実体験に根差した学習を可能としている。くわえて、「復興支援特別演習」（2023年度から「復興支援の実際」）「地域プロジェクト演習」「こども実践演習」等の地域に関わる科目や地域の課題解決に取り組むゼミナール、卒業研究等を配置し、社会的及び職業的自立に必要な能力を修得する機会としている。

「自由科目」は、学際的かつ総合的な視野を養うことを目的に、他学科の専門教育科目やリメディアル教育科目等を配置している。

食物栄養学科や幼児教育・福祉学科では、学位授与方針で求める実学的・実践的な技能の修得を考慮して各種資格・免許を取得できるように編成している。栄養士、幼稚園教諭、保育士など在学中に取得可能な資格・免許は「学生便覧」にまとめている。

なお、教育課程の体系については、学科・コースごとに履修モデルを示している。履修モデルには、各セメスターにおいて当該分野で必ず履修すべき科目や履修を勧める科目、必修単位数などを示しており、学生が履修科目を検討する際、視覚的にわかりやすいよう整理している。また、教育課程の体系的性の向上に向けた取り組みとして、食物栄養学科では2024年度の新入生からカリキュラムツリー・マップを導入している。しかしながら、その他の学科においては、カリキュラムツリー・マップについて原案の提示及び2025年度中の公開を目指した検討の段階にとどまっている。また、既存の履修モデルと新たに導入するカリキュラムツリー・マップとの関係や、具体的な活用方法については検討中であるため、これらについては、速やかな導入に向け、引き続き検討することが望まれる。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、概ねふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。ただし、カリキュラムツリー・マップの導入については一部の学科にとどまっているため、未導入の学科においては導入に向け、引き続き検討することが望まれる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

授業内容や形態については、ゼミナール形式で行う卒業研究ゼミ（産業情報学科）、卒業研究（食物栄養学科）及び基礎演習・特別演習（幼児教育・福祉学科）において、少人数の特性を生かしてグループディスカッションや主体的な学習、

双方向の学習ができるように工夫している。2020年以降の新型コロナウイルス感染症への対策としては、収容人数の大きい教室へ変更することでソーシャルディスタンスを確保したほか、学生への遠隔授業用ノートパソコンの貸与を行っている。また、新型コロナウイルス感染症罹患者や濃厚接触者となった学生に対しては、公欠や補講等の措置を講じるなど配慮している。

効果的な教育のための特徴的な措置としては、シラバスの作成と活用、履修指導、ICTの活用が挙げられる。シラバスは教育目標、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針に基づき、各科目の担当教員が作成している。シラバスには授業形態、開講時期、単位数、授業の意義や概要を示すための内容及び各回の計画、評価方法とその割合、教科書・参考書、学習到達目標、担当教員の実務経験、先修条件等を記載し、学生の授業選択や履修計画、授業の準備学習等を進めるための資料として利用できるように配慮している。また、「教務厚生委員会」を中心に検討を続けた結果、学位授与方針との関係や授業外学習について記述する項目等を追加した新しい様式を2024年度カリキュラムから導入することを決定した。これにより、各科目の学習成果と学位授与方針との関係性が明確になり、カリキュラムの透明性が向上することが期待できる。シラバス改善のための教員へのフィードバック手段としては、学生による授業評価にシラバスの有用度に関する設問を設けている。くわえて、作成要領に示した基本的なルールから逸脱した部分を事務担当者がチェックし、さらに全常勤教員が分担して全てのシラバスを精査する体制を2023年度に整備した。これにより、シラバスの質の向上を図るとともに、各教員のカリキュラムに対する理解を深める効果を目指している。なお、シラバスは、ホームページ上に掲載して学内外に周知・公表している。

履修指導については、前期には新入生ガイダンスと2年次前期ガイダンス、後期には後期ガイダンスを学年別、学科・コース別に開催し、「学生便覧」に基づき授業科目、履修方法、資格要件、卒業要件などについて教務厚生委員が詳しく説明している。この際、各学科で履修モデルを提示し、学生が系統的な履修計画を立てられるようにしている。

ICTの活用については、入学直後にコンピュータガイダンスを実施し、各種クラウドシステム、無線LANへの接続、学務システムの利用方法等を説明している。くわえて、情報倫理やネット利用時の各種トラブル対応等のネットワークリテラシーについても指導している。

資格取得及び認定試験受験資格を得ることを目的とする学生が多いため、いずれの学科においても1年間に履修登録できる単位数の上限を定めていない。また、語学能力試験に向けた科目、資格取得や認定試験受験資格を得るために設置している科目の一部を「自由科目」として設定しており、長期休暇中の集中講義としている科目も多い。各学科とも『CAMPUS GUIDE』や年度当初のガイダンスで履修

モデルを示しているものの、その履修モデルにおいて提示している必要単位数が多く、かつ、履修モデルに提示している以上の科目履修も可能となっているため、実態として各学科とも多くの学生が卒業に必要な数を大きく上回る単位数を履修している状況にある。この点についての対策として、授業外を含めた学習時間について指導を行っており、特に幼児教育・福祉学科では、必要単位数の多いカリキュラムを希望している学生に対して、教務厚生委員が学習計画確認のための「単位超過履修審査」を行っている。しかしながら、上記のような状況を踏まえ、より一層の単位の実質化に向けた措置を講じるよう、改善が求められる。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うため、概ね適切に措置を講じているが、単位の実質化については課題があることから、より一層の取り組みが求められる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価は、各科目のシラバスに明示した評価方法とその割合に基づいて行っている。シラバスにおいては、学習の到達目標を「知識・理解」「技能」「態度・習慣」の観点から具体的に示したうえで、到達目標と対応した評価方法を設定し、記載している。また、2023年度からGPAを導入し、これまで4段階で行っていた成績評価を5段階とすることで、成績評価の客観性・厳格性を確保することとしている。なお、学生が成績に疑義を持った場合は、異議を申し立てることができる。

成績評価の適切性については、GPAの導入に合わせて「部科長会議」等で検討を開始し、2023年度よりFD研修会において議論を深める機会を設けている。また、同年から、各科目の到達目標に対する成績評価指標の明文化、指標に基づいた成績評価の実施、学生のGPA四分位数や平均修得単位数等の集計データの報告といった取り組みを行っている。

さらに、適正な成績評価を実施するため、成績分布の偏りを検証し、翌年度のシラバスに反映するための体制・方法を教授会等で検討している。

入学前の既修得単位の認定は、学則に基づき、入学前に他の大学・短期大学等で修得した単位を申請し、担当教員の審査を経て、定められた数の範囲で当該短期大学において履修したものとみなすことができる。また、入学後に協定を締結している他大学で修得した単位についても認定している。これらの認定審査プロセスについては、2023年度に整備した「会津大学短期大学部既修得単位等の認定に関する規程」に明示している。

学位授与方針及び卒業要件については、学則及び「学生便覧」に明示している。卒業要件は学則に基づき2年以上在学し、各学科が定めた所定の単位数を修得することで、これらを満たした者に対して短期大学士の学位を授与することを定め

ている。卒業認定については各学科で精査し、教授会での審議を経て学長が決定することとなっている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学生の学習成果については、卒業要件に基づく成績評価及び単位認定に加えて、その他の指標による学生の学習成果の把握・評価に努めている。

各学生の総合的な学習成果を測る指標として、2023年度からGPAを活用しており、「会津大学短期大学部履修規程」にその算出方法等を示している。GPAは2023年度より成績表に記載し、学生が自身の成績を客観的に把握し、それに基づいて自分の履修ペースが適正かどうかを判断しながら履修計画を主体的に立てられるようにしている。さらに、学生への指導の充実を図るために、「教務厚生委員会」において学科別にGPAの四分位数及び修得単位数の平均値を算出し、学生の修学状況の確認を行っている。学部長、学生部長、事務室学生係は学生の学習状況を精確に把握するために、学生に開示する前に全学生の成績データを個別に確認している。学習成果の把握・評価に関するGPAの具体的な活用については、産業情報学科では、学位授与方針の各項目に対応する科目の平均GPAを算出して、評価する方法を検討している。今後は活用に向け、更なる検討を進めていくことが求められる。

これに加えて、「在学生による本学評価アンケート」も実施し、学位授与方針の認知度や学習の到達度等について5段階評価で回答した結果を、全学、学年別、学科・コース別に集計することにより学生の学習成果を把握するとしている。また、授業評価アンケートを実施し、科目別に学生の理解度や興味関心の度合いを把握している。ただし、これらは学生自身による主観的な評価にとどまり、かつ学位授与方針に示した学習成果の達成状況を具体的に把握・評価するものではない。

客観的な学習成果の把握としては、食物栄養学科や幼児教育・福祉学科では、「教育研究上の目的」に沿った教育成果を達成するための授業改善を目的として実習先施設から評価を受けており、その結果について教務厚生委員を中心に学科教員で検証を行っている。例えば、食物栄養学科では、実習態度や実習修得項目等に関して実習先施設による定性的評価を実施している。外部評価結果及び実習終了後の事後指導時に実施する学生へのアンケート結果については、学科会議にて担当教員から報告・共有し、次年度の実習に向けて問題点や改善点を協議することで改善・向上につなげている。なお、学外実習は資格取得のための要件であり、実習評価は学位授与方針と直接的に対応していないため、学外実習における

学位授与方針に示した学習成果の評価方法については改めて検討を進めている。

このほか、2023年度からカリキュラムツリー・マップを学習成果の把握・評価に活用することについて検討を始め、食物栄養学科が先行して2024年度新入生から適用している。具体的には、学生を対象とするガイダンスにおいて、各授業科目間の有機的な連携と授業履修の学期・年次進行による学位授与方針との対応について、学生に視覚的に理解してもらうことに活用している。また、学位授与方針に定めた能力と、各科目の履修による学習成果の測定及び把握が適切に対応しているかの点検に用いている。しかしながら、これは未だ点検を行う段階にあり、学位授与方針に定めた学習成果の測定及び把握への活用には至っていないため、引き続きの検討が求められる。

以上のことから、GPAや授業評価アンケート、実習先からの評価等により学習成果の把握・評価を試みているが、いずれも測定方法と学位授与方針に示した学習成果との関係が不明瞭であるため、改善が求められる。

⑦ **教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針について、第3期中期目標に基づき、第3期中期計画及び年度計画により、時代の変化等に適応しているか毎年度検証及び見直しを行い、その結果は次年度及び次期の計画策定に反映している。各年度の全学的な教育活動の適切性については、各学科及び各委員会が教育活動を行った実績を「評価委員会」に報告し、その報告内容を「2 内部質保証」において既述したプロセスにより点検・評価している。

学科レベルでは、中期目標に基づく中期計画及び年度計画により、各学科において、教育内容、教育方法、成績評価の方法について、卒業生と学生による「本学評価アンケート」や、卒業判定、進路先、就職率及び免許資格取得率等の結果を踏まえ評価を行い、時代の変化等に適応しているかの検証を加えて、必要な見直しを行い、その結果を次年度及び次期の計画策定に反映している。

授業レベルでは、各講義担当者である教員が、各学科の3つの方針及び資格・免許取得上の法律等に基づき作成した学科課程表に従って、授業計画・シラバスを作成し、授業を実施し、授業終了後、成績評価、学生による授業評価、卒業生と学生による「本学評価アンケート」、免許資格取得率及び進路先等により、授業の見直しを行い、次年度の事業計画及びシラバスに反映している。学生による授業評価アンケート、卒業生と学生による「本学評価アンケート」は、「評価委員会」の下部組織である「評価小委員会」が実施している。卒業生と学生による「本学評価アンケート」では、入学目的やその目的の達成度、短期大学の印象やカリキュラム等について、卒業生及び在学生の意見を収集している。「授業評価

アンケート」の評価結果は全て担当教員及び非常勤講師（兼任教員）にフィードバックすると同時に、教員から評価に対する回答を求めることにより、教員は教育内容や方法について検証・改善を図ることとなっている。2つのアンケートの評価結果については、「評価委員会」及び各学科会議が検討・審議し、教育課程の改善・向上の取り組みに活用するほか、授業レベルで改善が必要な場合は教員に改善を求めている。

点検・評価結果に基づく改善の一例として、2022年度から2023年度にかけて2つの科目を廃止し、新たに地域貢献に関わる2つの科目を新設したことが挙げられる。これらは各学科において学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程の検証及び審議の後、「教務厚生委員会」で短期大学全体の視点に立った協議を行い、教授会での議決を経て決定に至っている。

以上のように、教育課程及びその内容、方法の適切性について、定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。学位授与方針と学習成果の有機的な接続に向けては、GPAの導入やシラバスの様式変更、カリキュラムツリー・マップの作成といった取り組みが緒に就いたところであるため、引き続きこれらを活用した点検・評価を展開していくことが望まれる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（専門職短期大学及び専門職学科のみ）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 教育課程の編成・実施方針について、産業情報学科及び幼児教育・福祉学科では教育課程の実施に関する基本的な考え方を示していないため、改善が求められる。
- 2) 資格取得及び認定試験受験資格獲得のため、いずれの学科においても1年間に履修登録できる単位数の上限を定めておらず、多くの学生が1年間に非常に多数の単位を履修している状況にあることから、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。
- 3) GPAや授業評価アンケート、実習先からの評価等により学習成果を把握・評価しているものの、これらの測定方法と学位授与方針に示した学習成果との関係が不明瞭であるため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針については、教育研究上の目的に合致する学生を受け入れるため、学科ごとに定めている。例えば、産業情報学科では、学科の教育研究上の目的に合致する学生を受け入れるために、「幅広い教養と共に、経営情報コース、デザイン情報コース、それぞれの専門領域について関心が高く、探究心を持ち、自律的に学習する意欲がある人」などの3項目を定めている。

学生の受け入れ方針については、ホームページ、『CAMPUS GUIDE』「学生募集要項」に明示している。

以上のことから、教育研究上の目的に合致する学生の受け入れ方針を定め、適切に公表しているといえる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学者選抜の方法（入試種別）には、「一般選抜」「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「高等専修学校・各種学校等特別選考」「社会人入学生特別選考」「外国人留学生選考」等があり、多様な形態での入学者の選考を通じて、公立短期大学として入学者の受け入れを行っている。なお、選抜内容と学生の受け入れ方針との整合性を図るため、「学校推薦型選抜」においては、推薦者の高等学校長に学生の受け入れ方針を理解したうえでの推薦を依頼しているほか、「総合型選抜」「学校推薦型選抜」及び「一般選抜Ⅱ期」では、面接試験において、学生の受け入れ方針の理解度を確認している。

入学者選抜試験における業務の日程表や当日のスケジュールは、「入学試験委員会」で審議・承認したのち、全学的な関係者への周知を兼ね、教授会で承認する。入学者選抜試験の出題・採点に関する事項については、学科単位で関係者を決定した後、「入学試験委員会」で調整し、教授会で承認している。出題委員は守秘事項を厳守して作業を進めている。特に「一般選抜Ⅰ期」の出題については、出題委員の代表と入学試験委員長と担当事務が印刷所で印刷に立ち会うなど、徹底した管理を行っている。問題冊子の袋詰め作業も「入学試験委員会」が統制し、マニュアルを作成のうえ実施している。出題委員は、採点委員も兼任して試験後の採点業務を実施しており、その業務要領も策定したうえで入学者選抜試験業務を遂行している。

学生募集の方法及び授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、「学生募集要項」に掲載することで行っている。また、2017年には、障がいのある学生の受け入れ方針を定め、合理的配慮に基づく支援を行っている。実際に2018年

度の学校推薦型入学者選抜試験において、対象となる志願者について、トイレへの移動介助や、筆記用具が持てない受験者に対するタブレット端末による画面フリックによる文字入力といった補助を行い、ほかの受験生と同様の小論文問題を受けられるようにしている。

以上のことから、学科ごとに設定した学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

定員管理の状況は、学科ごとに定められている入学定員・収容定員に基づき、「入学試験委員会」、各学科会議、学部教授会において、入学者数を決定し、適切に定員を管理している。

学生募集においては「入学試験委員会」、広報委員会、「地域活性化センター」が連携し、高等学校への訪問や派遣講座等を積極的に実施することで、会津地域を中心に高等学校進路指導担当教員と短期大学との信頼関係を構築し、安定した学生の確保につなげている。

以上のことから、学生の受け入れについて、適正に管理しているといえる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

毎年度、学科会議において、入学者の入学後状況等も踏まえたうえで当該年度の学科ごとの学生募集及び入学者選考・選抜試験に関する事項を点検・評価し、次年度の学生募集に関する施策や制度を協議している。

また、「入学試験委員会」において、学生募集、入学者選考・選抜試験、入学試験制度について短期大学全体の観点から適切性を点検・評価した結果のうち、入学者選抜試験実施状況等については「評価委員会」が評価している。これに基づき「入学試験委員会」がまとめた改善策を「企画運営委員会」が次年度の年度計画に盛り込むというサイクルを回している。入学試験制度について点検・評価した結果は、教授会にて更なる議論を重ね、改善を行っている。

入学者選抜試験・広報活動については「入試・広報センター」が中心を担っており、センター長である学生部長が全容を把握することに努め、「入試・広報センター」のスタッフは広報委員会の活動を支援し、志願者の減少に歯止めをかけるための広報活動を行っている。「入学試験委員会」が集約した志願者数の推移、志願者の出身地域や出身校、出身予備校、その他会場説明会を主催する業者から提供された数字等のデータを「入試・広報センター」において分析しており、そ

の結果を広報委員会が行うオープンキャンパス、高等学校訪問、会場説明会等の広報活動を行うための基礎的資料として活用している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上の具体的な事例については、入学者の確保を目指し、2020年度末に「入試改革ワーキンググループ」により「総合型選抜」の導入を検討・答申したことが挙げられる。各学科の方針を決定した後、「企画運営委員会」、教育研究審議会の承認のもと、2022年度入学者選抜において「総合型選抜」を導入した。

以上のことから、学生の受け入れの適切性に関する点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科・専攻科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

教育研究上の目的を実現するため、短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針をそれぞれ定め、ホームページの「求める教員像（教員採用ポリシー）・教員組織編成方針」に明示している。

「求める教員像」については「本学が定める教育研究上の目的を十分に理解し、教育・研究活動・地域貢献等に取り組める者」などの4項目を、「教員組織の編成方針」については、「『大学設置基準』等関連法令に基づくとともに、教育研究上の目的等を実現するため、役割分担と相互協力のもとに教育・研究・大学運営・地域貢献等が実践できるよう適切に教員を配置する」ことをはじめとした4項目を定めている。

以上のことから、短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や教員組織の編制に関する方針を明示しているといえる。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

「教員組織の編成方針」及び「会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程」に基づき、教育研究上必要な規模の教員組織を編制している。教員数は、短期大学設置基準を満たしており、教員組織の年齢構成に著しい偏りはなく、教育上主要な授業科目への専任教員の配置を適切に行っている。

また、食物栄養学科では栄養士法施行規則に従い、幼児教育・福祉学科では、指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について教職課程認定基準に従い適切に配置している。

教育研究活動における教員と職員の役割分担及び協働・連携については、教員

主体で行う教育研究活動に対して、事務職員がサポートすることで行っている。具体的な例としては、「地域活性化センター」と「地域活性化センター運営推進会議」がある。「地域活性化センター」では職員が窓口となって地域からの相談や要望を受け付け、適宜該当教員との調整を図り、年度ごとに「地域活性化センター運営推進会議」で発表し情報共有している。

なお、ティーチング・アシスタント等の指導補助者を活用した指導体制は導入していない。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため適切に教員を編制しているといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用及び昇任は、「会津大学短期大学部教員選考規程」に従い、進めている。採用については、選考委員会の作成した公募要項による一般公募又はその他の方法で募集を行い、「会津大学短期大学部教員選考基準」に定める基準で選考を行っている。

教員の人事（非常勤講師再任を除く）及び評価については、教育研究審議会の審議を経て決定している。

採用及び昇任にあたっては、学科長が学科所属教員の所定数の同意を得て学長に申請し、教授会において選考委員会を設置、選考委員会での審議を経たのち、教授会において所定数の構成員の出席のもと、投票により候補者として信任している。この結果を学長が理事長に申し出、理事長が任用を行っている。また、その結果は教育研究審議会へ報告している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等については規程に従って選考委員会にて審議を行い、教授会での投票を経て決定するなど、公正性に配慮して適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の教育能力の向上、教育課程・授業方法の開発・改善につなげる組織的な取り組みとして、短期大学全体のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を、「会津大学短期大学部FD小委員会規程」に基づき、「FD小委員会」が企画立案し推進している。「FD小委員会」は、委員の互選で委員長を選出している。短期大学部としては、FD研修会を対面形式で毎年1回開催している。参加できなかった場合は録画ビデオを視聴することになっており、受講後にアンケートを実施して参加状況を確認している。そのうえで、食物栄養学科では、学科内教員定例研修において、授業設計に関わる実践的知識等の

教授や大学規範の遵守の徹底、学科における授業評価の結果を教員間で共有して、授業の改善を行っている。一方で、他学科においては学科としてのFD活動を行っておらず、教員ごとの取り組みにとどまっているため、学科としてのFD活動の実施を検討されたい。

また、教員の研究や社会貢献等の諸活動に関する資質向上のための取り組みは、法人において、毎年研究倫理・コンプライアンス研修をeラーニング形式で行うほか、不定期で論文剽窃チェックツール等に関する研修を行い、いずれも原則全員参加として実施している。

なお、教員の業績評価については、短期大学部において「教員評価基準検討小委員会」が企画し、毎年度教員個人の業務活動実績報告を全員必須で提出させ、教員の自己点検に役立てている。業績評価を人事考査に反映させることについては、法人全体で取り組む必要がある一方、現状は短期大学部内の検討にとどまっている。

以上のことから、FD活動を組織的かつ多面的に実施しており、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているが、学科間で取り組み方に違いが見受けられる。

⑤ 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学との教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

併設大学と短期大学部における教員組織のあり方や委員会等運営における連携の方法について、教育における日常的な交流は多くはないものの、会津大学にて実施する、外部団体が行う語学能力試験に短期大学部学生も参加するほか、教員間でオンライン語学学習におけるノウハウを共有するなど、会津大学の「語学研究センター」と「教養教育会議」とは年間を通じて情報交換を行っている。また、法人として設けている会津大学競争的研究費に短期大学部教員も応募して、毎年数件の採用実績がある。さらに、2020年度には共同研究を行っており、研究面での協力も行っている。

併設大学との兼務状況と教育研究活動への配慮については、併設大学の会津大学の教職課程科目を担当するために短期大学部から教員が非常勤として出講している。

以上のことから、併設大学である会津大学と短期大学部は、教育だけでなく研究においても交流実績はあり、短期大学部と併設大学との教員及び教員組織の関係がある。

⑥ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性については、各学科で年度計画に対する進捗を点検・評価し、その結果について「評価委員会」にて確認を受け、次に教授会、最後に教育研究審議会にて審議している。さらに、その結果をまとめた「業務の実績に関する報告書」を県法人評価委員会において再度検証した後、「業務の実績に関する評価結果」としてまとめるとともに、「企画運営委員会」が策定する次年度の年度計画に反映し、改善に取り組んでいる。また、「教員評価基準検討小委員会」による業務活動実績報告を全員必須で提出させ、教員の自己点検に役立てている。短期大学部全体としては、外部委員も交えた教育研究審議会や「地域活性化センター運営推進会議」において、特に地域と関わりの強い教育・研究・地域貢献活動を評価している。

なお、「FD小委員会」の点検・評価については、「FD小委員会」が企画してFD研修会を毎年開催しており、研修会に参加した教職員に対してアンケート調査を実施し、その調査結果から点検・評価を行っている。

以上のことから、教員組織の適切性について、定期的な点検・評価は、毎年の点検・評価や次年度計画をするなかで適切に行っているといえる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

「学生支援ポリシー」の基本方針として「学生が修学に専念することができる環境を整備し、充実した学生生活を送るための支援体制を構築し、豊かな人格形成と自発的な学習意欲を促すためのサポートを行っていく。また、学生支援の質向上の取り組みとして、定期的なニーズ把握とファカルティ・ディベロップメント（FD）等を充実させる」ことを定め、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送るための「修学支援」「進路支援」「学生生活支援」を明示している。

例えば、「修学支援」においては、「授業科目や専門分野等の選択の際のガイダンスを適切に実施し、また、修学に関する相談体制、学生が必要とする修学支援を教務組織と学科、事務局等が連携し、教職員が一体となって実施する」などの5つの方針を明示している。

「学生支援ポリシー」は「学生便覧」に掲載し、学生及び教職員に適切に周知している。

以上のことから、学生支援に関する短期大学部としての方針を適切に明示しているといえる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されている

か。また、学生支援は適切に行われているか。

「学生支援ポリシー」に基づく学生支援を実施するため、学生係、「教務厚生委員会」「キャリア支援センター」「学生相談室」「ハラスメント防止等委員会」「苦情等処理委員会」「附属図書館委員会」「コンピュータセンター運営委員会」が連携する体制を整備している。さらに、ゼミの指導教員による支援や毎月開催している学科会議において、欠席状況や単位履修状況の情報を共有し、支援が必要な学生の定期的な確認を行い、必要に応じて「学生相談室」等の組織に情報共有のうえ、学生を支援する連携体制を構築している。

修学に関する基本の知識を身につけるため、学期ごとのガイダンス時に「教務厚生委員会」が、授業科目、履修方法、資格要件、卒業要件等を「学生便覧」を用いて説明するとともに履修モデルによる履修指導を行っている。くわえて、入学生に対しては、学科別ガイダンスとは別に全体ガイダンスを実施し、学生部長から学内組織や2年間の学業生活の流れを説明するとともに、「教養基礎会議」の議長から「教養基礎科目」の構成や教育的意義についてきめ細かに説明を行っている。

修学支援については、ICTを活用した教育が大きな役割を果たすことから、新入生向けのコンピュータガイダンスを実施し、クラウドシステム、学務システム等の利用方法を詳細に説明している。また、週に1コマ以上のオフィスアワーを設けるほか、個別対応にも柔軟に対応し、多数の学生相談を実施したことにより、成績が低評価となる学生の減少につながっている。経済的支援として、独立行政法人日本学生支援機構奨学金のほか、大学独自の奨学金として「紅翔奨学金制度」「東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う授業料の減免措置」「各種食料支援」「会津大学学生生活給付金制度」を整備し、学生が学業を継続する仕組みを整備している。自主的な学習の促進支援として、図書館の延長開館や、「コンピュータセンター」内の施設を平日遅い時間に加え、土曜・日曜も利用可能とするなどの配慮を行っている。

生活支援については、「学生相談室」を設置し、学生相談員を配置するとともに、カウンセラーによる学生相談対応を行っている。必要に応じ、「ハラスメント防止等委員会」「苦情等処理委員会」、教員組織、事務組織とも連携を図り、生活支援を実施している。部活動、サークル活動、ボランティア活動等の正課外活動は、併設大学の諸活動に参加することで交流を深めるとともに正課外活動の充実を図っている。

なお、短期大学部としても問題点として挙げているように、カウンセラーによる相談を受け付けている時間が1週間に1日のみであることから、よりよい生活支援の実施に向け必要な措置をとることが望まれる。

進路支援については、キャリアアドバイザーを配置し、「個別面談登録票」

「進路希望に関する登録申請書」による「進路カルテ」を用いて全1年次生と面接を行い、基本的な学生情報を把握している。更にその後、希望制により面談・相談の機会を設け、進路決定まで支援を行っている。また、インターンシップ支援や「就活メイクアップ・スーツ着こなし講座」、ウェブ面接環境整備など進路支援の取り組みを多数行っている。

以上のことから、学生支援の体制を整備し、学生支援を適切に行っているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、「企画運営委員会」が作成する年度計画に従って、修学支援・生活支援を担う「教務厚生委員会」が毎年4月に2年次生を対象とした学生生活アンケート調査結果や学生寮の集会において聴取した入寮生の意見を踏まえて点検・評価を行っている。また、進路支援については、「進路指導委員会」が卒業生の進路決定状況に基づき、点検・評価を行っている。両委員会が点検・評価した結果については、「評価委員会」に報告し、その報告内容を「2 内部質保証」において既述したプロセスにより点検・評価している。

点検・評価の結果に基づく実際の改善・向上については、例えば、寮集会で聴取した意見に基づき、2022年度に石油ファンヒーターを全室に設置するとともに居室の天井及び床下の断熱改修工事を実施し、生活環境の改善や老朽化した厨房設備の更新による衛生環境の改善を行ったことが挙げられる。

以上のことから、学生支援の取り組みの適切性については、点検・評価及びその結果に基づく改善・向上を適切に行っているといえる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

学生の学習や教員の教育・研究に必要な環境整備として、中期計画において「教育課程の実施に必要な施設・設備を適切に維持管理し、機能が低下しないよう計画的に修繕を行う」ことなどを明示しており、これを施設・設備・機器等の適切な維持管理に関する方針としている。さらに、毎年度中期計画に基づいた年度計画を定め、具体的かつ計画的に中期計画の内容の実行を図っている。

中期計画・年度計画のいずれも、ホームページで公表している。また、策定から進捗状況の確認・実績評価に至るまで、一連の内部質保証プロセスに則り、「企画運営委員会」及び「評価委員会」で審議を行い、全教員による教授会の場

でも審議を重ね、学内における認識の共有を図っている。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎ともに、短期大学設置基準で必要とされる面積を確保している。建物、体育館、学生寮、附属図書館をはじめ、教育研究活動に必要な施設及び設備を有している。校舎・体育館・学生寮については、耐震診断を実施している。一部竣工から年数が経過している建物もあるが、生活衛生・生活環境面の改善に係る工事や安全面やプライバシーの確保のための工事、バリアフリー化等、順次改修や整備を行っている。また、こうした大学施設の保全や秩序の維持を図るため、「会津大学短期大学部施設管理規程」を定め、短期大学担当次長が施設管理責任者として適切な管理運営を行っている。

ネットワーク環境・ICT機器等の整備については、中期計画において「実習室等で使用する端末機器を始めコンピュータ、ネットワークシステムの更新時には最新のものを導入するとともに、セキュリティの確保を含めた万全の使用環境を常に提供する」と示しており、これに従って「コンピュータセンター演習室」をはじめ学習に必要な機器や無線LAN環境の整備を行っている。

情報倫理の確立については、「公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本方針」及び「公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本規程」を定めている。この2つをもって「情報セキュリティポリシー」とし、情報及び情報システムを対象に実施する情報セキュリティ対策にかかる基本的なルールを定め、教職員及び学生に周知している。これらは制定時に学部長が教授会で内容を説明するとともに、公立大学法人会津大学ホームページに掲載している。学生には入学時にコンピュータガイダンスを実施し、情報セキュリティポリシーを踏まえ、学内コンピュータの基本的な使い方から安全な利用方法について周知を図っている。また、教職員には関係機関でのセキュリティインシデント事例の周知や標的型攻撃に対する模擬訓練等によって、情報倫理の確立を図っている。新任教員に対しても、着任時に学生と同様の内容のガイダンスを行っている。

各施設については、生活衛生・生活環境面の改善に係る工事や安全面やプライバシーの確保のための工事、新型コロナウイルス感染症対策、バリアフリー化等、学生をはじめ施設利用者が安全かつ快適に利用できるよう、十分な配慮をしている。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判

断できる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

学生の学習及び教員の教育研究活動における必要性を踏まえ、図書その他の学術情報資料を附属図書館において管理・整備している。また、研究紀要等のホームページでの公開と合わせて、2006年から国立情報学研究所が提供する学術コンテンツにデータを公開し、2017年度から会津大学短期大学部機関リポジトリを一般公開したことにより、学外で発刊された資料を収集・保存・提供するだけでなく、学内で作成された学術情報を収集・保存し、学外への発信も行えることとなった。

職員は、附属図書館長、主任司書、臨時事務補助員を配置している。臨時事務補助員として2015年からは司書資格は有さないが図書関連業務経験者を採用していた。2021年からは図書関連業務未経験者となったが、経験豊かな主任司書の指導によりサービスの質を担保している。延長開館時や蔵書点検の際は、学生アルバイトを動員して対応に当たっている。

また、附属図書館では書架に対して収蔵冊数は常に超過しており、開架書架間の幅も狭く、災害時の安全性の確保等が課題となっていたことから、2019年度に「図書館改修検討委員会」を設置し、学識経験者による講演や学生等のニーズを把握するための図書館見学会、ワークショップを実施し、学生と教職員が協働して改修案の検討を行った。その結果をもとに建築学の教員と非常勤講師で決定した改修案に基づき、電動書架の設置、開架スペースの改修、絵本の読み聞かせスペースやカウンター席、セミナールーム等を整備したほか、図書館の改修後には施設利用につながるようなイベント企画を実施した。この結果、2019、2020年度は、改修と新型コロナウイルス感染症の流行の関係で利用者数は減少傾向であったが、改修後は増加し、2021年度の入館者数は近年で最も多くなっている。2022年度は微減であったが、前年に程近い水準であり、図書館利用を促進できているといえる。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、また適切に機能していると判断できる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

教員の研究環境の整備について、教員の研究費は助手も含め全ての教員に一定額を配分している。2010年度からは、執行残額を翌年度へ繰り越すことを認め、より効果的、計画的な執行に取り組んでいる。さらに、公立大学法人会津大学に

において、学内競争的研究費を予算化しており、短期大学部教員も毎年度一定件数の獲得実績がある。学内競争的研究費の申請においては、書類審査及び申請内容に関するプレゼンテーションを実施しており、研究活動を促進している。2022年度からは若手研究者、2023年度からは新規採用者が優先的に競争的研究費を獲得できるよう要項の改正を行っている。また、2024年度からは申請上限額を減額し、基礎研究の拡大、外部資金獲得のモチベーションアップを図っている。

研究室は、教授、准教授、講師には個人、助手には合同で部屋を割り当てている。助手を含めた専任教員は、労使協定に基づき専門業務型裁量労働制を採用しており、各人の研究内容や特性に応じた勤務体制となっている。また、教員の教育・研究能力の向上を図ることを目的に「会津大学短期大学部学外研修員取扱規程」を定め、教員が一定期間学外で研修を受けられる制度を設けている。

研究に関する支援のうち、短期大学部事務室が科学研究費補助金の申請や研究備品の購入等を行い、4年制大学の担当課がヒトを対象とする研究の審査（研究倫理委員会）や研究倫理に関する研修等を行っている。また、短期大学部事務室がカリキュラムや成績に関わる手続等、教育に係る支援を行っている。

教育・校務等の業務について「少ない専任教員に集中せざるを得ない」という点について、講義に実習を含む教員や資格取得に関連する講義を担当している教員は講義担当コマ数が多くなる傾向があるものの、極端な偏りや過重な負担は見られない。また、「限られた時間の中で教員一人一人が工夫をしながら研究時間の確保に努めている」という点については、学外研修制度の利用や、研究・教育・校務を関連付けることで、負担軽減を図っている。学外研修制度は、2024年度に活用実績がある。

なお、紀要への投稿等の研究成果がここ数年減少傾向にあり、「各学科の専門分野において、基礎的研究や地域の課題解決を目指す研究を行い、その研究成果を社会と地域に還元する」という目標の達成状況が芳しくないことを短期大学部における課題として挙げている。研究成果の社会や地域への還元は、学会誌や学会等への発表及び学術機関リポジトリやホームページでの公表のほか、地域活性化センター事業である公開講座、派遣講座、地域実践研究事業及び地域関連機関との協働・連携事業等で行っている。研究支援・活性化の方策としては、「地域活性化センター」を通じた研究テーマ創出の支援、紀要投稿数増加を目的とした研究報告に関する細則の改正、研究倫理委員会の開催や剽窃チェックツールの導入といった、研究報告の質を担保するための取り組み等を行っている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境等を整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程としては、文部科学省のガイドライン改正を踏まえ、「公立大学法人会津大学における公的研究費の使用に関する行動規範」「公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程」「公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程」を定めている。これらの規程に基づき「公立大学法人会津大学不正防止計画」を制定し、研究活動上の不正行為の防止や公的研究費の適切な管理及び運営に取り組んでいる。また、人間を対象として、個人の行動や環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行う実験及び調査研究については、「公立大学法人会津大学における人間を対象とする実験及び調査研究等に関する指針」に基づき、「公立大学法人会津大学研究倫理規程」を定めている。

研究倫理の遵守に基づく研究活動の推進に向けた取り組みとしては、2021年度には全教員を対象に研究活動における不正防止対策に係る説明会を実施した。さらに、研究倫理教材 eAPRIN の利用方法についての周知を図り、2022年度からは、eAPRIN を活用した「研究活動におけるコンプライアンス研修」を実施している。くわえて、研修を受講した全教員及び関係職員から、受講報告書兼誓約書として、「本学の定める関係規程等を遵守すること」「公的研究費の不正使用や研究活動上の不正行為を行わないこと」「関係規程等に違反して、不正使用や不正行為を行った場合は、本学並びに配分機関による処分を受け、法的責任を負うこと」を遵守する書面の提出を義務づけている。2023年度からは、より精度の高い剽窃チェックツールを全教員が日常的に活用できるように研究活動環境を整備している。

なお、学生に向けた研究倫理遵守のための取り組みについては、各学科において基礎ゼミなど少人数の授業クラスごとに指導している。一例として、幼児教育・福祉学科では、新入生対象の「大学での学びガイドブック」の中に研究倫理に関する項目を設け、それに基づき指導を行っている。

以上のことから、教員に対しては研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

⑥ **教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、「評価委員会」がその役割を担っており、教育研究活動の改善を図っている。また、教育研究に関する審議機関として教育研究審議会を設置しており、同審議会の議決をもって教育研究に関する点検・評価及び中期計画、年度計画及び「業務の実績に関する報告書」が確定する。さらに、「法人評価室」「法人経営審議会」及び役員会での承認を得たうえで、県法人評価委員会においても評価を受け、その結果を踏まえ、学長の指示のもと、毎年度、事業の見直しを行っている。

教育研究等環境の改善・向上に向けた取り組みの一例として、附属図書館入退館システムの I Cチップ化が挙げられる。2022 年度の『自己点検・評価報告書』において問題点となっていた磁気センサー型ブックディテクションシステムの不具合及び備品交換・修理コストの問題を 2023 年度の「評価委員会」で取り上げた。これに対して、「部科長会議」及び教授会、教育研究審議会において審議するとともに、『自己点検・評価報告書』での問題点を共有し、「企画運営委員会」において、I Cチップ型入退館システムの予算化を図り、「部科長会議」及び教授会、教育研究審議会での審議を経て、2024 年度から 2 年計画でシステムを整備することとした。

以上のことから、教育研究等環境の適切性を点検・評価し、その結果に基づく改善・向上を適切に実施していると判断できる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

短期大学部が所在する福島県において、東日本大震災とそれに伴う原子力災害からの復旧・復興も課題となっている点を鑑み、地域社会との連携・協力に関する指針として 2012 年に「地域貢献に関する基本方針」を定め、「地域関連機関（産官民学）との連携強化」「地域教育支援活動と生涯学習の推進」「学生参画型実学・実践教育の推進」「教育研究活動の改善と情報公開の推進」「大学施設の開放」「東日本大震災及び原子力災害からの復興支援の推進」の 6 項目を掲げている。

この方針については、ホームページにて公表している。

以上のことから、短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

2007 年に「地域活性化センター」を設立し、地域や地域団体と連携を図り、地域課題に組織的かつ積極的に取り組んでいる。

地域の関連機関との連携強化について、市町村、地方振興局、商工会議所等の各種団体から選出した委員により構成する「地域活性化センター運営推進会議」を中心に取り組んでいる。同会議では「地域活性化センター」の活動報告及び各方面との意見交換を行っている。また、同会議の実施に合わせて特別講演会を開催しており、学外の専門家を招いて講演会を実施し、多くの受講者を迎えている。

なお、第3期中期計画において「年間20件以上を目標に、地域との協働・連携事業に取り組む」という目標を設定しており、2019年度にはこの目標を満たす地域実践研究事業を含む地域の関連機関との協働・連携事業を実施している。

地域教育支援活動と生涯学習の推進について、公開講座や派遣講座を積極的に開講している。受講者増加に向けた取り組みとして、公開講座では関係機関団体へのチラシ配付や会津若松市内スーパー等でのポスターの掲示、新聞掲載、メーリングリスト登録者へのメール配信などを行っている。派遣講座では講座リストを作成し、ホームページにて公表、県内の自治体をはじめ関係機関団体への配付を通じて広報している。2024年度は高校生向け講座のパンフレットを作成し、県内の高等学校へ配付した。

また、実践的な教育研究の一端として、学生を地域のフィールドに送り、問題発見・課題解決型の実学・実践教育を通じて、地域社会を支える人材の育成に努めている。「地域活性化センター」では、地域関連機関との協働・連携事業と学生の卒業研究テーマを一体化し、独自の地域課題への取り組み、地域住民との交流を推進している。卒業研究以外の科目においても、2008年度からは「地域プロジェクト演習」、震災後は「復興支援特別演習」（2023年度から「復興支援の実際」）を新設し、地域住民との交流に積極的に参加している。これらの活動は、「地域活性化センター運営推進会議」において報告を行い、会津地域の市町村に広く周知している。

地域連携の取り組みについては、時間の経過とともにニーズが変化していくため、それに伴ってあり方を変えながら、継続的に取り組んでいる。例えば、東日本大震災により会津若松市に避難してきた被災者や学校を対象として行ってきた震災復興支援プロジェクト事業は対象者が少なくなっていたことから、当該事業と公開講座及び派遣講座を中心とした地域貢献事業を統合して、地域貢献・復興事業とし、被災市町村を対象として新たな取り組みを行っていくこととした。被災市町村は遠方であり、多くの復興支援活動は難しいと考えられるため、地域活性化センター運営推進会議委員及び関係機関団体を中心に配付していた派遣講座リストを、2019年度からは被災市町村はじめ県下の全市町村へ配付し、被災市町村向けの派遣講座を活用しやすくした。上記の取り組みに加え、会津若松市に避難していた大熊町小・中学校との教育連携についても、児童生徒数及びクラス数の減少とともに派遣要望件数は減少しているため、講師派遣等の教育連携事業は継続しつつ、教育連携事業の今後のあり方については、2024年度事業計画の中で、ヒアリング調査を行い検討していくとしている。

このように、地域に密着した連携協働を行うことができる高等教育機関として、「地域活性化センター」を中心に継続して地域社会の向上・発展に寄与していることは、短期大学部の目的及び教育研究上の目的に資するものとして高く評価で

きる。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性については、「企画運営委員会」において年度計画を策定し、「地域活性化センター」がそれに基づき事業を実施し、実施内容の報告を受けた「評価委員会」が点検・評価を行い、教育研究審議会で審議後、年度ごとの業務実績報告書として、法人の内部質保証組織及び県法人評価委員会に報告している。

社会連携・社会貢献事業の実行の中心となる「地域活性化センター」では、「地域活性化センター運営推進会議」を開催し、外部委員を交えての点検と直接的な評価を行うことで、地域活性化活動に関する改善・向上に取り組んでいる。また、3年ごとの中期計画見直しに対して、同会議において派遣講座の回数等の数値目標を含む年度計画を作成して「企画運営委員会」にて審議している。年度計画に基づく業務実績については「評価委員会」にて審議し、年度ごとの業務実績報告書をまとめ、教育研究審議会に諮っている。

地域活性化活動に向けた改善・向上に向けたプロセスの一環として、「地域活性化センター運営推進会議」による地域関連機関との連携協働関係の構築のための取り組みがある。地域活性化の基本方針に則った事業を展開することを目的に、地域関連機関との相互理解を図り、連携協働した事業・研究の可能性を模索するため、2014年度から2017年度に運営推進会議委員に要望調査を行い、要望に対する教員の回答をまとめた。この取り組みを通じて、地域に貢献できること及び地域社会のニーズについての相互理解が進んだとしている。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組んでいると判断できる。

<提言>

長所

- 1) 短期大学部の目的及び教育研究上の目的に資する取り組みとして、「地域活性化センター」を中心に、教員・学生による多くの地域貢献活動・広報活動を継続的に実施するとともに、これまで行ってきた震災復興支援プロジェクト事業と地域貢献事業を統合し、被災市町村を対象とした派遣講座を開始するなど、地域社会のニーズに応じた活動へと進展させている。このように、地域に密着

した連携協働を行うことのできる高等教育機関として継続的に地域社会の発展・向上に寄与していることは、評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

定款に定める目的を実現するため、業務の適正な運営に資することを目的とし、「公立大学法人会津大学業務方法書」に「法人は、法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする」と定めている。また、第3期中期目標において、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」として、大学の理念・目的の実現に向け、「学生、地域のニーズを的確に捉えるとともに、教職員の多様性を尊重し、資質、能力、意欲を向上させながら、協働して組織運営に取り組む」ことなどを掲げた「公立大学法人会津大学組織運営方針」の周知・共有、意思決定過程等の明確化などを図ることを掲げている。

方針及び計画は、ホームページに掲載し、学内外に公表することで周知している。

以上のことから、短期大学部の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中期計画を実現するために必要な大学運営に関する短期大学部としての方針を適切に明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

大学運営に関わる組織は、定款の規定に基づき、法人に役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くことを定めている。

学長は、理事長が兼ねることとし、定款及び「公立大学法人会津大学理事長選考会議規程」に基づき、「法人経営審議会」及び公立大学法人会津大学教育研究審議会の構成員から選出された者による「理事長選考会議」において選考のうえ、福島県知事が理事長を任命している。理事長は、法人を代表し、業務を総理することとしている。

学長は、教育研究などの校務について、最終的な意思決定を担っており、学部長は、短期大学担当理事として法人の業務を掌理するとともに、短期大学部の校務を掌理し、指揮監督することとしている。また、「会津大学及び会津大学短期

大学部事務決裁規程」に基づき、代決権限を付与し、円滑な意思決定と業務運営を図っている。

教授会については、「会津大学短期大学部教授会規程」に役割と権限を明記している。その他、短期大学部に関わる重要事項については、学科会議、「教養基礎会議」、各種委員会で方針等を作成し、「部科長会議」、教授会において、協議、調整のうえ、必要に応じて教育研究審議会で審議後、学長が決定することとしている。

危機管理については、「公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程」を定め、業務運営に影響を及ぼす事象等に迅速かつ的確に対応できる十分な体制を構築している。また、短期大学部独自の「災害対策マニュアル」を整備し、学生、教員、事務職員と対象者ごとの発生時の対応方法を定めている。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示している。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているといえる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、「公立大学法人会津大会計規程」に基づき、理事長が毎年策定する年度計画に沿った予算編成方針に従い編成している。「企画運営委員会」で短期大学部として最終案を決定し、「法人経営審議会」及び「法人役員会」の議を経て確定している。

予算執行については、「公立大学法人会津大会計規程実施規則」「公立大学法人会津大学契約事務取扱規則」等の規程に基づき執行している。また、内部統制の強化を目的に監査室を設置し、監査室、法人監事、会計監査人及び大学の四者による協議会を組織のうえ、予算執行を適切に行っている。

予算執行の適正性については、理事長が任命する法人監査及び地方独立行政法人法に基づく会計監査による監査において検証を行っている。さらに、「法人経営審議会」及び「法人役員会」の審議を経て福島県知事の承認を得ることとしている。このほかに福島県からの運営費交付金においても地方自治法の規定に基づく監査委員による監査を行っている。

以上のことから、予算の編成及び予算執行を適切に行い、明確性と透明性を確保しているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

事務組織は、総務係と学生係の2係体制とし、事務職員を配置している。くわえて、「キャリア支援センター」の就職相談員、入試広報嘱託員、地域活性化セ

ンター嘱託員を配置しており、これらは公立大学法人会津大学採用職員と福島県からの派遣職員により編制している。

職員の人事評価については、福島県が実施している人事評価制度を準用し、職階ごとに必要な能力をもとにした「能力評価」とそれぞれの業務に関する目標設定と達成度をもとにした「業務評価」により実施している。「能力評価」は年に一度、「能力評価基準表」に基づく自己評価を行い、直近上位の管理職が面談のうえ、最終評価者による評価を行っている。「業務評価」は年に2度実施し、各期の期首に各自目標設定を行い、直近上位の管理職が面談のうえ、最終評価者による評価を行っている。いずれの評価も、結果については本人にフィードバックし、業務改善につなげる制度としている。採用、研修、昇任・昇格、配置・人事異動、評価、職員提案制度・職員表彰に関する取り組み方針を2020年に「公立大学法人会津大学人材育成プログラムー大学職員の能力開発・育成についてー」として制定し、多様化、専門化する課題に対応するための人材育成プログラムを構築している。

短期大学部運営における教職協働は、各種専門委員会の構成員に事務職員が参画している。その他、各センターにも事務職員を配置し、教職協働による運営を行っている。

以上のことから、短期大学部運営に必要な事務組織を設け、組織を機能させているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るためのスタッフ・ディベロップメントについては、「公立大学法人会津大学人材育成プログラムー大学職員の能力開発・育成についてー」に基づき、教職員が大学で働くために必要な知識を体系的に学べる体制を構築している。例えば、全教職員を対象とした「大学理解」においては、役員講話や公開授業参観等を通じて、事業、方針、その課題や教育・研究活動、産学連携・地域貢献活動の理解を深め、意欲及び資質の向上を図る方策を講じている。業務都合等により参加率が低迷していることを受け、一部オンライン研修を導入し、改善を図る施策を講じている。

以上のことから、短期大学部運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質向上を図るための方策を講じているといえる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、年度計画の策定及び業務実績報告書の策定を

「評価委員会」が中心となっており、教授会、教育研究審議会、「法人評価室」「法人経営審議会」「法人役員会」において点検・評価している。

監査については、理事長が任命する法人の監事による監査及び地方独立行政法人法に基づく会計監査人による監査で検証のうえ、「法人経営審議会」及び「法人役員会」での審議を経て県知事が承認することで、予算執行の妥当性等について点検・評価を行っている。

大学運営に関する自己点検・評価の結果に基づく改善・向上については、2023年6月に公表した、2016年度から2022年度までの業務実績に対する自己点検・評価結果に加え、法人役員と県法人評価委員会委員との意見交換も踏まえて改善・向上に向けた取り組みを行っている。

以上のことから、大学運営の適切性を点検・評価するとともに、法令に基づく監査及び内部監査を実施し、改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2018年度から2023年度までの「第3期中期目標・中期計画」において、6年間の積算に基づく総額を示した「予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」を策定している。同中期目標・中期計画では、「財務内容の改善に関する目標を達成するための措置」として、大学施設の貸し出しや共同研究の促進による知的財産の創出と活用等、自己収入の増加のための措置を掲げていることから、中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。

なお、福島県公立大学法人会津大学では、2022年度より「財務諸表付属明細書」の「開示すべきセグメント情報」において、大学と区分して短期大学部の業務損益及び帰属資産の内訳を開示している。今後もセグメント別の財務状況を明らかにし、短期大学部の財務情報を蓄積・分析することにより、財務面における独自の成果や課題を検討していくことが望まれる。

- ② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

収入については、設立団体である福島県からの運営費交付金及び自己収入を主な財源としている。収入の約7割を占める運営費交付金は、毎年度、対前年度比で1%削減された金額が継続的に交付される仕組みとなっている。大学全体については、自己収入の大半を占める授業料等を経年的に安定して確保しており、毎

会津大学短期大学部

事業年度で当期純利益が計上されている。また、短期大学部については、経年的に授業料及び入学金、検定料等による収入額が一定水準で推移しており、2022年度のセグメント情報では業務利益を計上している。以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、短期大学部として寄付金の公募や受託研究等による収入増加を図るとともに、科学研究費補助金の申請方法の説明会を開催し、積極的に応募を促す取り組みを実施しており、採択件数において一定の成果を上げている。今後もこれらの取り組みを推進し、外部資金の受け入れにつながることを期待される。

以上

会津大学短期大学部提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	公立大学法人会津大学定款
	会津大学短期大学部学則
	会津大学短期大学部における教育研究上の目的に関する規程
	会津大学短期大学部ウェブサイト（法人情報）
	会津大学短期大学部 CAMPUS GUIDE
	公立大学法人会津大学第3期中期目標・中期計画
2 内部質保証	公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程
	会津大学短期大学部内部質保証の方針
	会津大学短期大学部企画運営委員会規程
	会津大学短期大学部評価委員会規程
	会津大学短期大学部教育研究審議会規程
	学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
	教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）
	学生受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）
	会津大学短期大学部ウェブサイト（教育情報の公開）
4 教育課程・学習成果	会津大学短期大学部ウェブサイト（教育方針）
	学生便覧
	会津大学短期大学部教養基礎会議規程
	会津大学短期大学部ウェブサイト「Pota」（シラバス）
	シラバス作成要領
	会津大学短期大学部FD研修会次第
	会津大学短期大学部教授会（2023.7.21）資料
	2023年度学生による授業評価結果概要
	会津大学短期大学部教授会（2023.12.15）資料
	1年生学科別ガイダンス配布資料「履修例・履修モデル」
	オフィスアワー実績
	コンピュータガイダンス資料（抜粋）
	会津大学短期大学部ウェブサイト（各学科の「活動・研究」「活動・作品」「研究・作品・活動」）
	会津大学短期大学部履修規程
	会津大学短期大学部部科長会議（2023.9.15）資料
	会津大学短期大学部特別聴講学生規程（大学間単位互換制度）
	アカデミア・コンソーシアムふくしま加盟大学間単位互換に関する協定書
	会津大学短期大学部既修得単位等の認定に関する規程
	会津大学短期大学部教授会（2023.3.1）資料
	会津大学短期大学部教授会（2022.10.21）資料
	会津大学短期大学部教授会（2023.3.16）資料
	本学評価アンケート
	業務の実績に関する報告書
	会津大学短期大学部教授会（2022.7.15）資料
	会津大学短期大学部教授会（2023.2.17）資料（審議）
	2023年度特別講義実施計画
	会津大学短期大学部教授会（2023.2.17）資料（報告）

5 学生の受け入れ	会津大学短期大学部 2024 年度（令和 6 年度）学生募集要項
6 教員・教員組織	会津大学短期大学部ウェブサイト（求める教員像（教員採用ポリシー）・教員組織編成方針）
	会津大学短期大学部教員選考基準
	会津大学行動規範
	会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則
	会津大学短期大学部教員選考規程
	会津大学短期大学部教育研究審議会規程
	会津大学短期大学部 F D 小委員会規程
	競争的研究費採択結果一覧
7 学生支援	2021 年度前期オフィスアワー実績について
	2021 年度後期オフィスアワー実績について
	会津大学短期大学部ウェブサイト（学生生活 奨学金制度）
	会津大学短期大学部紅翔奨学金事業実施要領
	会津大学の授業料の免除等に関する規則
	会津大学短期大学部教務厚生委員会規程
	会津大学短期大学部学生相談室規程
	会津大学短期大学部ウェブサイト（キャリア支援センター）
	学生生活アンケート調査結果
	卒業者の進路決定状況
	2022 年度教職員研修会（適切な学生支援とハラスメント予防）
8 教育研究等環境	公立大学法人会津大学年度計画
	会津大学長寿命化計画
	会津大学短期大学部施設管理規程
	会津大学短期大学部消防計画
	公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本方針
	公立大学法人会津大学情報セキュリティ対策基本規程
	会津大学短期大学部研究シーズ集
	派遣講座 講師紹介・講座リスト
	会津大学競争的研究費学内公募要項
	会津大学短期大学部学外研修員取扱規程
	公立大学法人会津大学における公的研究費の使用に関する行動規範
	公立大学法人会津大学研究活動に係る不正防止規程
	公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程
	公立大学法人会津大学不正防止計画
	公立大学法人会津大学における人間を対象とする実験及び調査研究等に関する指針
公立大学法人会津大学研究倫理規程	
9 社会連携・社会貢献	会津大学短期大学部ウェブサイト（地域貢献に関する基本方針）
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	公立大学法人会津大学業務方法書
	公立大学法人会津大学理事長選考会議規程
	公立大学法人会津大学理事長の選考及び解任手続きに関する規程
	会津大学及び会津大学短期大学部事務決裁規程
	公立大学法人会津大学経営審議会規程
	公立大学法人会津大学役員会規程
	会津大学短期大学部教授会規程
	公立大学法人会津大学リスクマネジメント規程
	災害対応マニュアル
	会津大学における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応ガイドライン
	公立大学法人会津大学会計規程
	公立大学法人会津大学会計規程実施規則
	公立大学法人会津大学契約事務取扱規則
	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

	公立大学法人会津大学人材育成プログラム
10 大学運営・財務 (2) 財務	会津大学短期大学部節電行動計画
その他	規程集
	会津大学短期大学部教授会 (2024. 2. 29) 資料
	幼児教育・福祉学科会議議事録及び資料
	改善報告書
	産業情報学科会議議事録
	食物栄養学科教員研修資料
	会津大学短期大学部食物栄養学科教員研修一覧
	会津大学短期大学部FD研修会実施状況
	進路関係行事予定 (2021～2023)
	運営推進会議資料
	公立大学法人会津大学採用試験受験案内
	公立大学法人会津大学組織概要図
	公立大学法人会津大学組織運営方針
	役員、監事一覧
	S D研修実績 (2021～2023 年度)
	決算報告書 2018～2023
	監事の監査報告書 2018～2023
	監査法人の監査報告書 2018～2023
	財務諸表 2018～2023
	財務諸表附属明細書 2018～2023
	第3期中期目標・中期計画別紙 (予算・収支計画・資金計画)
	【修正】06 基礎要件確認シート (会津大学短期大学部)
	0614 基礎要件確認シートに関する質問回答
	S D研修実績 (会津大学短期大学部)
	20240805_学生受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー)

会津大学短期大学部提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	
1 理念・目的	2024 年度学生便覧	
	就職率の推移	
	評価結果報告書（抜粋）1	
	評価結果報告書（抜粋）2	
	第 4 期中期目標・中期計画	
2 内部質保証	会津大学短期大学部特別・臨時教授会（2024. 2. 29）次第	
	2023 年度第 6 回会津大学短期大学部教育研究審議会（2024. 3. 19）次第	
	会津大学ホームページ	
	2020 年度第 2 回評価委員会（2021. 3. 9）議事録	
	2021 年度第 1 回会津大学短期大学部教育研究審議会（2021. 6. 3）議事録	
	2021 年度第 2 回企画運営委員会（2021. 11. 25）議事録	
	2021 年度第 4 回会津大学短期大学部教育研究審議会（2022. 3. 23）議事録	
	2022 年度第 1 回会津大学短期大学部教育研究審議会（2022. 6. 2）議事録	
	2022 年度第 3 回評価委員会（2023. 3. 8）議事録	
	2022 年度第 4 回企画運営委員会（2023. 3. 8）議事録	
	2022 年度第 3 回会津大学短期大学部教育研究審議会（2023. 3. 20）議事録	
	2023 年度第 1 回会津大学教育研究審議会（2023. 6. 1）議事録	
	2023 年度第 2 回企画運営委員会（2023. 11. 2）議事録	
	2023 年度第 3 回企画運営委員会（2023. 11. 15）議事録	
	2023 年度第 4 回企画運営委員会（2023. 11. 22）議事録	
	2023 年度第 5 回会津大学短期大学部教育研究審議会（2023. 12. 18）議事録	
	2023 年度第 6 回企画運営委員会（2024. 2. 20）議事録	
	2023 年度第 6 回会津大学短期大学部教育研究審議会（2024. 3. 19）議事録	
	2023 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（2018～2023 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（抜粋）	
	会津大学短期大学部教授会（2023. 7. 21）議事録	
	会津大学短期大学部特別・臨時教授会（2024. 2. 29）議事録	
	会津大学短期大学部教授会（2024. 1. 19）議事録	
	2023 年度実績集約	
	会津大学短期大学部 F D 研修会次第	
	2021 事業年度業務実績報告書抜粋	
	2022 事業年度業務実績報告書抜粋	
	2022 年度 6 月教務厚生委員会（2022. 6. 10）報告書	
	2022 年度 10 月教務厚生委員会（2022. 10. 4）報告書	
	2023 年度 4 月教務厚生委員会（2023. 3. 28）報告書	
	2023 年度 7 月教務厚生委員会（2023. 7. 11）報告書	
	定例部科長会議（2024. 9. 20）資料	
	3 教育研究組織	2020 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（抜粋）
		特別・定例部科長会議（2021. 10. 22）報告書
定例部科長会議（2021. 12. 17）報告書		
学科名称及び定員の変更について		
定例部科長会議（2022. 1. 14）報告書		
定例部科長会議（2022. 3. 1）報告書		
2021 年度第 4 回会津大学短期大学部教育研究審議会（2022. 3. 23）次第		
2022 年度第 2 回会津大学短期大学部教育研究審議会（2022. 9. 21）議事録		
4 教育課程・学習成果	産業情報学科 DP とカリキュラムバランス	
	幼児教育・福祉学科 2024 年度 1 年生ガイダンス次第	
	幼児教育・福祉学科 2024 年度履修オリエンテーション資料	

	大学での学びガイドブック 幼児教育・福祉学科 単位数超過者履修計画書 (2024) 単位超過履修許可審査「面接評価方法 (2024)」 平均単位数・最多単位数 2024 年度 10 月教務厚生委員会 (2024. 10. 8) 次第 成績表示の変更について～GPA の導入と 5 段階評価について 2023 年度 GPA と修得単位数について_1 年次前期 2023 年度 GPA と修得単位数について_2 年次前期終了時点 2024 年度 GPA と修得単位数について_1 年次前期 2024 年度 GPA と修得単位数について_2 年次前期終了時点 給食管理学外実習外部評価表・基準 給食管理学外実習後アンケート様式・まとめ (例) 給食管理学外実習巡回指導・訪問アンケート様式 教育実習評価票 保育実習 I a 評価票 保育実習 I b 評価票 保育実習 II 統一評価票 保育実習 III 評価票 実習評価表 (ソーシャルワーク実習 I) 実習評価表 (ソーシャルワーク実習 II) 2022 年産業情報学科会議資料_学科課程表の変更 2022 年度 7 月教務厚生委員会 (2022. 7. 5) 資料
5 学生の受け入れ	障がい学生受入方針 (2017. 7. 21) 障がい者事前申出書 産業情報学科会議議事録 (抜粋) 食物栄養学科会議議事録 (抜粋) 入試委員会報告書 幼児教育・福祉学科会議議事録 (抜粋) 2023 年度第 10 回入試委員会 (2024. 3. 6) 報告書 2026 年度入学者選抜における変更について (予告) 2023 年度入学者選抜 (食物栄養学科) について (予告) 2021 年度 4 月食物栄養学科学科会議議事録 2020 年度実績報告書 2021 年度実績報告書 入試改革 WG 会議メモ (2019. 10. 25) 入試改革 WG (2020. 8. 18) 次第 入試改革 WG (2020. 9. 24) 次第 入試改革 WG (2020. 12. 18) 次第 入試改革 WG (2021. 2. 2) 次第 会津大学短期大学部定例教授会 (2023. 10. 23) 次第 2020 年度第 7 回入試委員会報告書 2020 年度第 8 回入試委員会報告書 2020 年度第 9 回入試委員会報告書 2020 年度第 10 回入試委員会報告書 2021 年度第 4 回入試委員会報告書 2021 年度第 7 回入試委員会報告書
6 教員・教員組織	地域活性化センター相談記録【会津坂下町上下水道班】 地域活性化センター相談記録【河東地域づくり委員会】 2023 年度第 2 回評価委員会 (2024. 3. 7) 議事録 2023 年度 FD 研修会_アンケート集計結果 2023 年度第 2 回 FD 小委員会報告書 2022 年度自己点検・評価報告書調整案 特別・定例部科長会議 (2023. 2. 17) 議事録. 会津大学短期大学部特別・定例教授会 (2023. 2. 17) 議事録 2022 年度第 3 回会津大学短期大学部教育研究審議会 (2023. 3. 20) 議事録

7 学生支援	会津大学短期大学部学内運営組織等に関する規則
	2023年1月教務厚生委員会(2024.1.10)次第
	2023年度1年生ガイダンス実施要項
	1年生全体ガイダンス配付物一覧表
	教養基礎科目の履修について
	2023年度前期教養基礎科目の履修人数制限について
	成績表示の変更について～GPAの導入と5段階評価について
	1年生学科別ガイダンス配付物一覧
	2年生学科別ガイダンス配付物一覧
	2022年度入学生学科課程表の変更について
	教養基礎科目開講時期の変更について
	2023年度前期履修登録について
	産業情報学科1年生前期ガイダンス資料
	産業情報学科2年生前期ガイダンス資料
	食物栄養学科1年生前期ガイダンス実施要項(配布用)
	食物栄養学科2年生前期ガイダンス実施要項(配布用)
	2024年度食物栄養学科1年生ガイダンス説明スライド
	2024年度食物栄養学科2年生ガイダンス説明スライド
	幼児教育・福祉学科2024年度履修オリエンテーション資料
	幼児教育・福祉学科履修ガイダンス資料
	幼児教育・福祉学科資格取得希望アンケート
	幼児教育・福祉学科の学びについて
	2022年度後期オフィスアワー実績について
	2023年度後期オフィスアワー実績について
	苦情処理委員会規程
	会津大学短期大学部ハラスメント防止等委員会規程
	サークル紹介チラシ
個人面談登録票	
キャリアセンター登録申請書	
2023年度進路関係行事参加状況	
インターンシップアンケート結果報告	
2024年インターンシップ受付名簿	
8 教育研究等環境	会津大学短期大学部定例教授会(2021.4.2)議事録
	学内競争的研究費採択結果一覧(2021～2023)
	教員の研究時間確保(教員の担当コマ数)
	2022年度学内競争的研究費公募要項
	2023年度学内競争的研究費公募要項
	2024年度学内競争的研究費公募要項
	会津大学競争的研究費採択状況
	学外研修一覧表(2018～2024)
	会津大学短期大学部研究報告投稿倫理の一部改正
	会津大学短期大学部研究報告投稿要項の一部改正
	会津大学短期大学部研究報告に関する細則の一部改正
	2023年度第1回評価委員会(2023.6.14)次第等
	2023年6月定例部科長会議(2023.6.23)次第
	2023年6月会津大学短期大学部定例教授会(2023.6.23)次第
	2023年度第2回会津大学短期大学部教育研究審議会議事概要
	2023年度第4回企画運営委員会(2023.11.22)次第・報告書
	2023年12月定例部科長会議(2023.12.15)次第等
	2023年12月会津大学短期大学部定例教授会(2023.12.15)次第
	2023年度第5回会津大学短期大学部教育研究審議会(2023.12.18)議事概要
9 社会連携・社会貢献	2024年度高校生向け派遣講座リスト
	2019年度第3回地域活性化センター運営委員会報告
	東日本大震災及び原子力災害からの復興支援のための活動状況
	震災復興支援の取り組み状況(2018～2023)

	地域活性化センター活動実績（2018～2024年度）
	地域活性化センター相談件数の推移
	2020年度第1回地域活性化センター運営委員会報告
10 大学運営・財務 （1）大学運営	【被評価者用】人事評価の手引
	S D研修実績（2021～2023年度）
10 大学運営・財務 （2）財務	2022年度変更第3期予算計画積算内訳
その他	【正誤表】点検・評価報告書（実地調査時）
	認証評価実地調査説明資料
	集中講義数
	学生時間割票（最多履修単位数）2022～2024
	学生時間割票（平均履修単位数）2022～2024

会津大学短期大学部提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称
8 教育研究等環境	CAMPUS GUIDE 2025
	シラバスの内容とカリキュラムとの整合性の確認
	建築士試験指定科目の変更申請書類
	2023 年度前期成績発表に関する発議書
	2023 年度後期学生による授業評価アンケートに関する発議書
	奨学生推薦に関する発議書
	科学研究費助成事業に関する発議書等
	2019 収支決算書_会津大学実習実験機器等整備事業
	2020 収支決算書_会津大学実習実験機器等整備事業
	2021 収支決算書_会津大学実習実験機器等整備事業
	2022 収支決算書_会津大学実習実験機器等整備事業
	2023 「契約等の状況調べ」
10 大学運営・財務 （1）大学運営	会津大学短期大学部 2022 年度自己点検・評価報告書
その他	【正誤表】点検・評価報告書（意見申立時）